

認知症対応型共同生活介護の事業者指定を受けている皆様へ

## 地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和について

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

### 1 趣旨

地域密着型サービスの評価は、「自己評価」と「外部評価」から成り、この評価は、原則年1回実施することが事業者には義務付けられていますが、以下の要件を満たす場合は、外部評価の実施回数を2年に1回へ緩和することができます。

- ア 過去に外部評価を5年間継続して実施していること。
- イ 「自己評価及び外部評価結果」及び「目的達成計画」を市町村に提出していること。
- ウ 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。
- エ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- オ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

### 2 手続きの方法

次ページの「事業者自ら確認する項目」をチェックのうえ、必要書類を用意し、各市町村担当部署（外部評価結果を提出している部署）へ相談していただきます。

申請書等の詳細な手続きは、各市町村担当部署へお問い合わせください。

### 3 「介護サービス情報の公表」制度について

前年度の介護報酬請求額（利用者負担分も含む。）が100万円を超える事業所は「介護サービス情報の公表」制度（以下情報公表）の対象となります。外部評価の実施が緩和となった場合でも情報公表の訪問調査を受ける必要がありますのでご注意ください。

事業者自ら確認する項目

ア 過去に外部評価を5年間継続して実施していること。

指定日以降、緩和適用を受ける前5年間※において5回の実施が確認されることが必要です。ただし、廃止新規等で再指定した場合は、再指定日が起算日となります。

※運営推進会議による評価については、緩和の対象とはなりません。5か年度すべて外部評価機関による評価を受けた場合のみ、緩和対象となります。

※「前5年間」とは、「平成23年度」を実施回数の緩和の適用を受ける年度とした場合、「平成18年度から平成22年度（平成18年4月1日～平成23年3月31日）」となります。

イ 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。  
当該書類が提出されていることを証明することが必要です。

ウ 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。

過去1年間とは、緩和の適用を受ける年度の前1年間（前年度）を言い、年間6回以上の運営推進会議が開催されていることが必要です。

なお、他の事業所等と合同で実施した運営推進会議については、当該事業所の議案が提案されていれば、開催の回数にカウントすることが出来ます。

<確認方法>

- ・ 議事録等により内容を確認されることが必要です。

エ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

運営推進会議の設置規程等において、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が構成員として位置付けられており、全ての開催について出席していることが必要です。

ただし、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が全ての運営推進会議に出席できない場合であっても、以下の①から④までに該当する場合に限り、エの要件を満たしているとみなします。

- ① 市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が開催予定を事前に把握し、毎回出席できるよう、事業所と市町村又は地域包括支援センターが連携・調整に努めていること。

- ② 事前に欠席することが判明している場合は、あらかじめ会議資料の提供を受け、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員の意見が反映できる体制が整っていること。
- ③ 突発的に欠席した場合は、会議資料等や議事録の送付を受け、内容の把握をしていること。
- ④ 以上の場合であっても、概ね3回以上市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していること。

<確認方法>

- ・ 運営推進会議の設置要綱等、議事録、出欠名簿等により確認されることが必要です。

**市町村が確認する項目**

オ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

上記のアからエを再確認する他、「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であるかどうかを確認します。

- (2) 事業所と地域とのつきあい
- (3) 運営推進会議を活かした取り組み
- (4) 市町村との連携
- (6) 運営に関する利用者、家族等意見の反映\_\_